

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、セール・アンド・リースバックから生じるリース負債に対する事後測定の実施要件を追加するよう IFRS 第 16 号「リース」を修正

目次

本 iGAAP in Focus は、2022 年 9 月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」というタイトルの IFRS 第 16 号「リース」の修正について解説するものである。

背景

本修正

発効日および経過措置

さらなる情報

- IASB は、売手である借手が、保持している使用権に関連する利得または損失の金額を認識しない方法で、リースバックから生じるリース負債を事後測定することを要求する IFRS 第 16 号の修正を公表した。
- 本修正は、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。
- 売手である借手は、IFRS 第 16 号の適用開始日（すなわち、企業が最初に IFRS 第 16 号を適用した事業年度の期首）以後締結されたセール・アンド・リースバック取引に対して、本修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及的に適用する。

背景

IFRS 解釈指針委員会は、指数またはレートに応じて決まらない変動リース料であるセール・アンド・リースバック取引に対する IFRS 第 16 号の適用に関する要望書を受領した。本論点の議論後、IFRS 解釈指針委員会は、どのようにセール・アンド・リースバック取引から生じるリース負債に IFRS 第 16 号における事後測定の実施要件を適用しなければならないかを明確化するよう IFRS 第 16 号を修正することに便益があるであろうという結論に至った。IASB は、当該提言に従い、IFRS 第 16 号の修正を公表した。

本修正

本修正は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の実施要件を満たし売却として会計処理されるセール・アンド・リースバック取引に対する事後測定の実施要件を追加する。

詳細については、以下のウェブサイト
を参照してください。

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

本修正は、売手である借手が、開始日より後、売手である借手により保持している使用权に関連する利得または損失の金額を認識しないように、「リース料」または「改訂後のリース料」を決定することを要求する。本修正は、リースの部分的または完全な終了に関連する、売手である借手により認識される利得または損失には影響しない。

これらの新しい要求事項なしに、売手である借手は、IFRS 第 16 号の一般的な要求事項を適用し、リース負債の再測定のためのみにより（例えば、リースの条件変更またはリース期間の変更の後）、保持している使用权についての利得を認識する可能性がある。これは、指数またはレートに応じて決まらない変動リース料を含むリースバックの場合に特に当てはまる。

見解

公開草案 ED/2020/4「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」は、売手である借手が、開始日現在の予想されるリース料の現在価値を使用してリースバックから生じる使用权資産およびリース負債を当初測定することを提案した。回答者は、当該提案に関する概念的および実務上の懸念を提起した。IASB は、したがって、リースバックから生じるリース負債に対する具体的な測定 of 要求事項を定めないことを決定した。

本修正の一環として、IASB は、IFRS 第 16 号の設例 1 つを修正し、指数またはレートに応じて決まらない変動リース料であるセール・アンド・リースバック取引についての使用权資産およびリース負債の事後測定を例示する新しい設例 1 つを追加した。これらの設例は、IFRS 第 15 号を適用して売却として適格であるセール・アンド・リースバック取引から生じる負債が、リース負債であることも明確化している。

発効日および経過措置

本修正は、2024 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。売手である借手が、本修正を早期適用する場合、その旨を開示することが要求される。

売手である借手は、IFRS 第 16 号の適用開始日、それは企業が最初に IFRS 第 16 号を適用した事業年度の期首と定義されるが、当該日以後締結されたセール・アンド・リースバック取引に対して、本修正を IAS 第 8 号に従って遡及的に適用する。

さらなる情報

IFRS 第 16 号の修正についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [Beyond the numbers](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー フォームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォームであり、保証 有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー フォームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001